

4条 43条事業所許可と78条について

訪問介護事業者が訪問介護サービスに連続して、又は一体的に輸送サービスを行う場合には、運賃の有無にかかわらず道路運送法上の許可(旅客自動車運送事業許可)が必要となります。会社が取得する許可と個人の資格福祉有償運送ぶらさがり78条許可を理解しましょう。

A 一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業)の許可(4条限定) **会社の許可**

一般に「介護タクシー」「福祉タクシー」と呼ばれているものです。

一般の旅客運送事業(法人タクシー)に比べて、いくつかの要件が緩和されています。

又、営業区域が都道府県単位となり、標準処理期間が2ヶ月(通常は5ヶ月)となります。

介護福祉士・訪問介護員などの資格者が乗務する場合は、運輸局の規定でセダン一般車両を使用出来ます。運転者については普通二種免許が必要となり、自動車は緑ナンバー(軽自動車は黒ナンバー)となります。

B 特定旅客自動車運送事業の許可(43条特定) **会社の許可**

指定訪問介護事業者などが、要介護者を対象に病院と自宅の間の送迎輸送を行うものです。4条の黒ナンバーと同じ運行は出来ません。

一般旅客自動車運送事業(4条限定)に比べ、資産要件、役員の法令試験などが免除されます。43条の黒ナンバーの運転者については普通二種免許が必要となります。

一種免許では営業ナンバーは運行出来ません。

福祉有償運送ぶらさがり78条許可 **今回、講習会で取得する個人の資格**

通院等乗降介助 自宅から病院の受付まで片道100単位と運賃が利用者に発生します。

ケアプランに基づいての運行です。自家用車での単独移送は白タク行為です。

会社が上記のAかBか聞きましょう。上記AとBの黒ナンバーは運転運行は出来ません。

訪問介護員等の自家用車を使用して有償運送を行う為の許可(道路運送法第78条による許可)申請を会社が行います。この場合の訪問介護員等は普通二種免許が必要でなく、普通一種免許+福祉有償運送講習会を受講し必要書類を会社に提出して下さい。その際トラブルを未然に防ぐ為に自家用車使用に際して特に保険関係など会社との取り決めをキッチリしましょう。講習会でもお話した様に安心と安全法律を遵守した移送サービスをお願いいたします。